

3 適用期日

平成2年4月1日に週及適用され、これに係る差額は、平成2年12月26日に支給された。

なお、勤殊勤務手当のうち舎監業務職員の手当及び宿日直手当については、平成3年1月1日から適用された。

また、上記2(6)については、平成3年1月1日から適用され、経過措置として平成3年1月1日に既に通勤災害によって休職にされている職員の平成3年1月1日以降の休職期間についても適用された。

第8節 付 属 機 関 等

1 福島県後期中等教育審議会

根拠法 福島県後期中等教育審議会条例（昭和41年7月20日 条例第42号）

目 的 教育委員会の諮問に応じ、後期中等教育の振興についての総合計画に関する事項や後期中等教育についての基本的な重要施策に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申・建議する。

(1) 福島県後期中等教育審議会委員

（平成2年8月30日現在）

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
学識経験を有する者（21人以内）	遠藤 忠蔵	福島県中学校長会進路対策部長	副会長 会長
	太田美恵子	福島県市町村教育委員会連絡協議会長	
	太田 緑子	福島県社会福祉協議会顧問	
	斎藤 安俊	福島県立福島農蚕高等学校長	
	佐藤 光	福島県産業教育振興会理事長	
	佐藤 盛男	福島大学教育学部教授	
	鈴木 善弘	福島県民友新聞社編集局総務	
	樽井 博幸	福島県中学校長会会長	
	新村 邦吉	福島民報社編集局長	
	花田 勲	福島県高等学校長協会会長	
	早川 俊一	福島県教職員組合中央執行委員長	
	早坂 達彦	前福島県高等学校PTA連合会長	
	原 正夫	福島県高等学校教職員組合執行委員長	
松本 允	福島県私立中学高等学校協会会長		
森 功	喜多方市長		
市町村長（2人以内）	飯野陽一郎	三島町長	
県議会議員（2人以内）	佐藤 長雄	県議会議員	
	渡部 文雄	県議会議員	
	武田 裕子	県議会議員	

(2) 福島県後期中等教育審議会専門調査員

（平成2年8月30日現在）

氏 名	役 職 名	備 考
田村 忠揮	福島大学教育学部教授	座長
相楽 達	福島県立福島女子高等学校	
松浦 淳一	福島県立福島南高等学校長	
佐川 六郎	福島県立安積女子高等学校長	
菅野 康二	福島県立白河高等学校長	
宮島 守之	福島県立四倉高等学校長	
真部 健雄	福島県立喜多方高等学校教頭	
鈴木 絢子	福島県立郡山女子高等学校教頭	
阿部 昭生	福島市立清水中学校長	
佐久間 正	本宮町立本宮第一中学校長	
校藤 利郎	福島県教育庁義務教育課主幹	
七島 征	福島県教育庁社会教育課主幹	
関根 義夫	福島県教育庁文化課課長補佐	
柴山 進	福島県教育庁保健体育課主幹	

(3) 審議会及び専門調査員会の審議・調査経過概要

年 度	開催日	会 議 区 分		審 議 内 容
		審議会	専門調査員会	
2	5.11		第1回	1. 検討事項1「特色ある、魅力ある普通科等（理数科、国際文化科、文理科、英語科を含む。）の教育の在り方」について協議
	5.28	第1回		1. 検討事項1について審議
	7.16		第2回	1. 審議会からの検討事項について協議
	8.2	第2回		1. 提言案文の審議
	8.30	会長		「特色ある、魅力ある普通科等（理数科、国際文化科、文理科、英語科を含む。）の教育の在り方について」提言

2 福島県スポーツ振興審議会

根拠法 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条及びスポーツ振興審議会の委員の定数、任期等に関する条例（昭和37年福島県条例第20号）

目 的 教育委員会又は知事の諮問に応じ、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

(1) 平成2・3年度福島県スポーツ振興審議会委員

（任期 平成2.7.1～4.6.30）

氏 名	役 職 名	備 考
渡辺太賀司	福島大学教育学部教授	
谷上 泰正	福島民報社編集局次長兼編集庶務部長	